

廃棄試薬回収についての注意点

- 回収の対象となる試薬の定義は以下の通りです

- ・固体または液体であること
- ・購入時の容器に入っていること
- ・試薬名が明確で表示ラベルがあること
- ・輸送可能な状態で保管されていること（蓋がある等）

- ・ **開封済み**であっても、上記の定義を満たすものであれば回収できます。
- ・ 特定フロン、ガスボンベ類（スプレーペンキも含む）、アスベスト、放射性物質、核燃料物質、麻薬類、覚せい剤等、法律で取り扱いの制限を受けるものは対象外となります。詳しくは、「環境安全指針（第2部 廃棄物の取扱い編）」をご参照ください。

- 廃棄費用

廃棄にかかる費用は種類や本数によって決まります。後日、見積もり金額をご連絡いたします。

廃棄試薬の出し方の流れ

「もう使わない試薬を捨てたいんだけど・・・」「研究室の引っ越しするから試薬を処理したい・・・」
そんな時に役立つ、試薬廃棄についてまとめました。

①研究室内での廃棄試薬集め



②廃棄試薬リストの作成



③試薬の番号振り

各試薬に番号シールを貼付
一本一本にリストと同じ番号を！




研究室
担当者

④環境安全管理室に連絡

リストによる見積もり依頼
内容確認(⑤)の日取り決め




研究室
担当者





環境安全
管理室

⑤環境安全管理室による内容確認

試薬瓶とリストの照合
管理室員が研究室を訪問





研究室
担当者



環境安全
管理室

⑥業者への引き渡し

試薬瓶とリストの照合




研究室
担当者

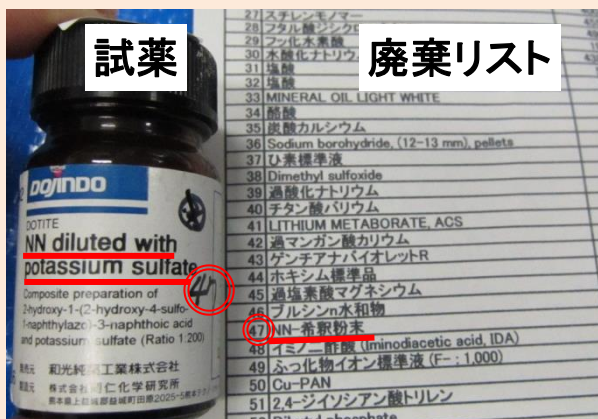

環境安全
管理室


業者

廃棄試薬の出し方のpoint



- ⑤環境安全管理室による内容確認、
- ⑥業者への引き渡しの際に
全ての試薬**一つ一つの名前と番号**を、
リストと照合します



名前は、記載されている通りに
省略せずに全て書いてください

番号は、リストと同じ番号を
容器表面または**フタ**、
袋表面に書いてください

試薬の**SDS**が必要な場合は、
試薬と一緒に提出してください

No.	試薬名	残量	容量	単位	開封
1	ナトリウム	24	25	g	開封
2	ヒ素	80	100	g	開封
3	硝酸マンガン	500	500	g	未
4	ヒドラジン水和物	320	500	mL	開封

リストの情報は、
⑤内容確認や⑥引き渡しを
手早く行うために役立ちます
残量、容量、単位、
開封の有無についても、
記入してください